

鳥取市交通安全対策協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市交通安全対策協議会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市内における交通の円滑と安全に関する諸問題について対策を推進し、もって住民の交通安全に寄与することを目的として交付する。

(補助対象団体)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、鳥取市交通安全対策協議会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げるものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の額は、各補助対象事業に係る補助対象経費に別表第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助事業の実施にあたり、寄附金等の収入金がある場合には、補助事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金を除いた額を補助対象経費とする。

(交付対象期間)

第7条 本補助金の交付の対象となる期間は、交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付申請)

第8条 本補助金の交付申請は、その交付を受けようとする年度の4月30日までに

行うものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(補助金の実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(市民公益活動団体補助金交付要綱の一部改正)

2 市民公益活動団体補助金交付要綱(平成13年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取市交通安全対策協議会」を削る。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率
<p>(1) 交通安全運動の実施</p> <p>(2) 交通事故防止思想の普及徹底</p> <p>(3) 交通事故防止対策について調査研究</p> <p>(4) 交通安全教育及び交通道德の向上</p> <p>(5) 交通安全施設の整備</p> <p>(6) 市長が特に必要と認めたもの</p>	<p>(1) 本部に要する経費（650,000円を限度とする。） 会議費、事務費（需用費、通信費）、広報啓発費（需用費）、交通安全運動にかかる経費（需用費、通信費、報償費、旅費、その他必要と認められる経費）</p> <p>(2) 各地区協議会交付金（2,850,000円を限度とする。 なお、本部を除き、鳥取、国府、福部、河原、用瀬、佐治、気高、鹿野及び青谷の各地区協議会に限る。）</p> <p>ア 均等割 1団体につき 143,000円</p> <p>イ 人口割 (ア) 各地区協議会の区域の人口に応じて交付するもの。 本補助金の本事業に係る経費からアの均等割に係る各地区経費の合計額を減じた額に、市内全域人口に対する地区毎の人口の割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）。</p> <p>(イ) (ア)の市内全域人口に対する地区毎の人口の割合を算出する基準となる日は、申請の日が属する年度の前年の9月末日とする。</p>	<p>10/10</p>